

令和 8 年 5 月 1 1 日

各 位

山形県貨物自動車運送適正化事業実施機関

2026年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 申 請 の ご 案 内

平素から、適正化事業実施機関の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記安全性評価事業につきまして、今年度申請を予定されている事業者の皆様におかれましては、下記内容をご確認のうえ、所要の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

記

1 2026年度版申請案内の入手

2026年度版申請案内につきましては、4月27日(月)から、全日本トラック協会ホームページにおいてPDF版が公表されております。

<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/shinsei2026top.html>

なお、今年度更新対象の事業所には冊子版を送付しておりますが、新規申請事業所等で冊子版が必要な場合は協会本部及び各支部にて頒布しております。

2 申請方法等

申請は、上記全日本トラック協会ホームページの申請サイトからWeb申請となります。

申請方法等の詳細につきましては、同ホームページに掲載されている「[申請案内](#)」、「[申請案内\(評価項目Ⅲ. 抜粋\)書式等ダウンロード](#)」、「[申請説明動画配信\(5月中旬公開予定\)](#)」、「[Q&A](#)」をご確認ください。

なお、今期更新予定の事業所における申請方式の選択につきましては、全日本トラック協会から5月中旬に申請案内ハガキが郵送される予定ですので、到着後、内容をご確認ください。

3 申請窓口受付期間及び受付場所

申請受付期間は、次のとおりです。

令和8年7月1日(水)～同7月14日(火) 9:00～16:00 ※土曜日及び日曜日を除く

新規申請並びに更新A(6更を除く)・C方式により申請する場合は、「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料を、上記受付期間内に窓口へ提出する必要があります。

原則として山形県実施機関受付窓口への提出としますが、地理的条件等により郵送での提出を希望される場合は、簡易書留等、配達状況を確認できる方法により、7月10日(金)必着で送付してください。

更新B・E方式及び6回目更新については、Web申請システムの手続きにより申請が完了します。受付期間内である7月1日(水)～7月14日(火)までの間に、必ず申請ボタンを押下してください。

なお、新規申請及び更新A(6更を除く)・C方式の窓口受付は予約制となりますので、下記連絡先までお問い合わせください。

4 事前相談の開催

事前相談は、次の期間に実施します。

令和8年6月1日(月)～同6月30日(火) 9:00～16:00 ※土曜日及び日曜日を除く

事前相談は予約制となりますので、希望される場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】適正化事業部 TEL 023-616-6136

令和 8年 5月 11日

庄内・置賜支部申請事業所各位

山形県貨物自動車運送適正化事業実施機関

2026年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る 出張事前相談及び出張受付の実施について

平素から、適正化事業実施機関の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の標記安全性評価事業につきましては、別途ご案内のとおり、新規申請並びに更新A（6更を除く）・C方式により申請する場合、「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料を受付期間内に窓口へ提出する必要があります。

このため、庄内支部及び置賜支部管内の事業所の利便を図るため、下記のとおり「出張事前相談」及び「出張受付」を実施することといたしました。

なお、実施にあたっては予約制となりますので、希望される事業所は、下記問い合わせ先までお申し出くださいますようお願いいたします。

記

1 出張事前相談

庄内支部： 6月10日（水）

置賜支部： 6月15日（月）

- ※ 実施時間については、後日、個別に調整させていただきます。
- ※ 主に「安全性に対する取組の積極性」に係る挙証資料の確認を行います。
- ※ 挙証資料に不備等があった場合に備え、必要に応じて予備日を設ける予定です。その場合は、対象事業所と個別に調整させていただきます。

2 出張受付

庄内支部： 7月 6日（月）

置賜支部： 7月 7日（火）

- ※ 実施時間については、後日、個別に調整させていただきます。

3 会 場

山形県トラック協会庄内支部

酒田市宮海字新林572-15

山形県トラック協会置賜支部

米沢市アルカディア1丁目808-18

4 留意事項

対応時間は、1事業所あたり1時間程度とさせていただきます。

相談又は受付を希望される事業所は、あらかじめ下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問合せ先】適正化事業部 TEL 023-616-6136